

回答書

2019年3月20日

認定特定非営利活動法人 消費者支援ネット北海道

理事長 松久 三四彦 殿

ニッポンレンタカーサービス株式会社

代表取締役社長執行役員 荒幡 義光 

2018年8月2日付けの貴法人からの申入書について回答いたします。弊社は一般社団法人全国レンタカー協会加盟法人であり、約款構成は同協会の標準貸渡約款に準拠した内容で作成しております。よって、共通の申し入れ事項についてのご回答は標準貸渡約款に平仄を合わせたものとなっております。弊社約款個別事項へのご指摘事項につきましては弊社として取りまとめております。

なお、修正約款の施行は、全国レンタカー協会の施行時期である2019年6月以降の対応を予定しております。

貴法人からの申し入れに対し、修正の内容は以下のとおりです。

1 使用中止・修正を要する条項について (1) 「運転者」に関する定めについて

第18条5項、6項、7項

全国レンタカー協会回答同様、駐車違反は、違反者が反則金を納付する制度であり、違反者が借受人でない運転者であることもあるため、本規定は修正いたしません。

第19条2項、3項の一文

第2-2(1)「借受人または運転者」を「借受人」に修正します。

第21条、第22条1項、2項

「借受人または運転者」を「借受人」に修正します。

第23条3項

前段の「借受人または運転者」を「借受人」に修正し、なお、同項後段「レンタカーの回収及び借受人または運転者の探索に要した費用を負担」の「運転者」は費用の負担を借受人に求めているものであるため修正いたしません。

第27条2項

「借受人」に修正します。

第27条6項 以下の通り修正します。

借受人は、本条に定める措置を除き、レンタカーを使用できなかったことにより生ずる損害について当社に対し、本条に定める以外のいかなる請求もできないものとします。ただし故障等が当社の故意又は重大な過失により生じた場合を除きます。

第 28 条 1 項、2 項 以下の通り修正します。

借受人は、借受人又は運転者が借り受けたレンタカーの使用中に第三者又は当社に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。ただし、借受人及び運転者が無過失の場合を除きます。

2.前項の当社の損害のうち、事故盗難、故障、レンタカーの汚損・臭気等により当社がそのレンタカーを利用できないことによる損害については料金表に定めるところにより損害を賠償し、又は営業補償をするものとし、借受人はこれを支払うものとします。ただし、借受人及び運転者が無過失の場合を除きます。

第 29 条 1 項、4 項、5 項

「借受人又は運転者」を「借受人」に修正します。

第 33 条

借受人ではない運転者がこうした行為の違反者、当事者になることがありうるため、本条は修正いたしません。

第 34 条、35 条、36 条

「借受人または運転者」を「借受人」に修正します。

(2) 約款第 18 条第 5 項 (2)、第 7 項にいう特別な定めについて

弊社ホームページ、トップページの「はじめての方に」を押下していただくと「ご利用のご案内」という項があります。さらにこちらを押下していただくと「ご利用のご案内」の内容が記載されており、このコンテンツの中に「4.ご利用中」の「(1) 違法駐車をしたときの反則金納付義務」という箇所では本件に関するご案内をしております。

(3) 約款第 19 条第 2 項について

「当社に与えた一切の損害」を「当社に与えた損害」に修正します。

(4) 約款第 20 条第 2 項について

「遺留品についての保管の責を負わない」を削除し、「2.借受人又は運転者は、レンタカーの返還にあたって、レンタカー内に借受人もしくは運転者又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとします。」に修正いたします。

(5) 約款第 22 条第 2 項について (2)

「300%」を「200%」に修正いたします。

(6) 約款第 27 条第 6 項について

(1) 回答の第 27 条第 6 項の内容となります。

(7) 約款第 28 条第 1 項について

(1) 回答の第 28 条第 1 項の内容となります。

(8) 約款第 28 条第 2 項について

(1) 回答の第 28 条第 2 項の内容となります。

(9) 約款第 30 条第 1 項について

以下の通り修正いたします。

「当社は、借受人又は運転者が使用中にこの約款に違反したとき、又は第 9 条第 1 項各号のいずれかに該当することとなったときは、何らの通知、催告を要せず貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとし、この場合、当社は受領済みの貸渡料金から解除までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとし、

2.借受人は、前項の解除に該当したときは、当社に生じた損害を支払うものとし、

その他

なお、契約者と運転者との関係を明確にするため第 1 条を以下の通り修正します。

第 1 条（約款の適用）

当社は、この約款の定めるところにより、貸渡自動車（以下「レンタカー」といいます。）を借受人に貸し渡すものとし、借受人はこれを借り受けるものとし、借受人は、第 8 条第 3 項等により、借受人と異なる運転者を指定した場合は、その運転者にこの約款の運転者に係る部分を周知し、順守させるものとし、なお、この約款に定めのない事項については、第 38 条の催促、法令又は一般の慣習によるものとし、

以上